Ⅱ　総　　論

１　広域計画の趣旨と策定方針

広域計画は、多様化する広域行政への需要に適切に対応するため、広域連合と関係市町村とが広域連合規約に基づき進めていく事務事業について、その経緯及び現状と課題を明らかにするとともに、今後の方針と施策を示すものとして策定するものです。

計画策定のため、関係市町村及び県現地機関の担当者で組織する「広域計画策定委員会」及び関係市町村の担当者で組織する「課題別部会」を設置し、充分に内容を協議するものとします。

また、広域計画の内容は、関係市町村の総合計画等との調和が保たれたものとし、広域連合と関係市町村が共に協力し合い、地域住民の福祉の向上に寄与できるものとします。

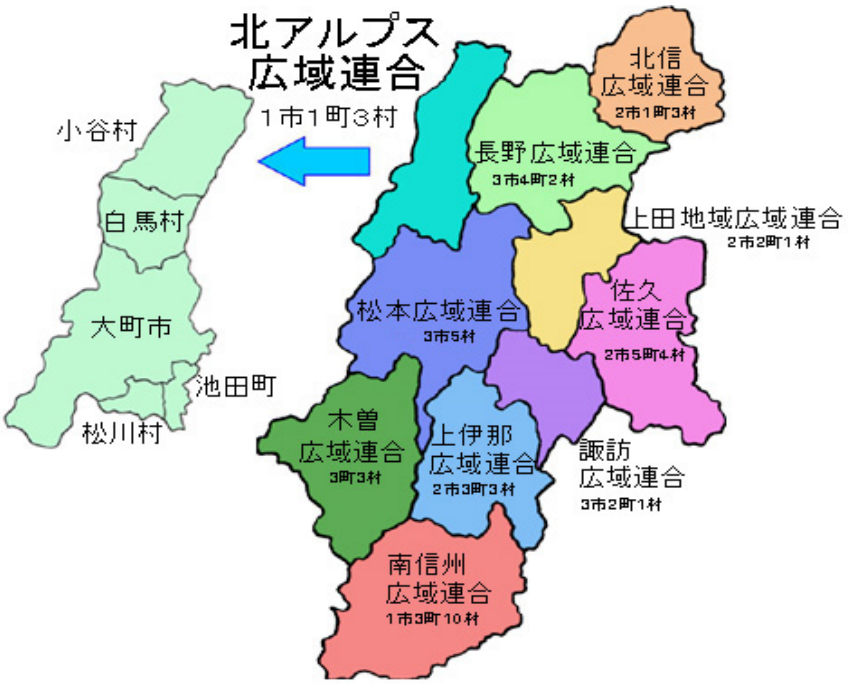

２　広域計画の期間及び改定

第５次広域計画の計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。なお、計画期間満了に伴い次期広域計画を策定する際には、計画の進捗状況について評価を行うとともに、広域計画策定委員会及び課題別部会において検証を行うこととします。

また、社会情勢等の変化に対応するため、計画期間中に内容の変更が必要と広域連合長が認めるときは、広域連合議会の議決を経て、この計画を改定することとします。

３　広域計画の構成

広域計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。なお、実施計画は別途策定することとします。

【第５次広域計画の構成】

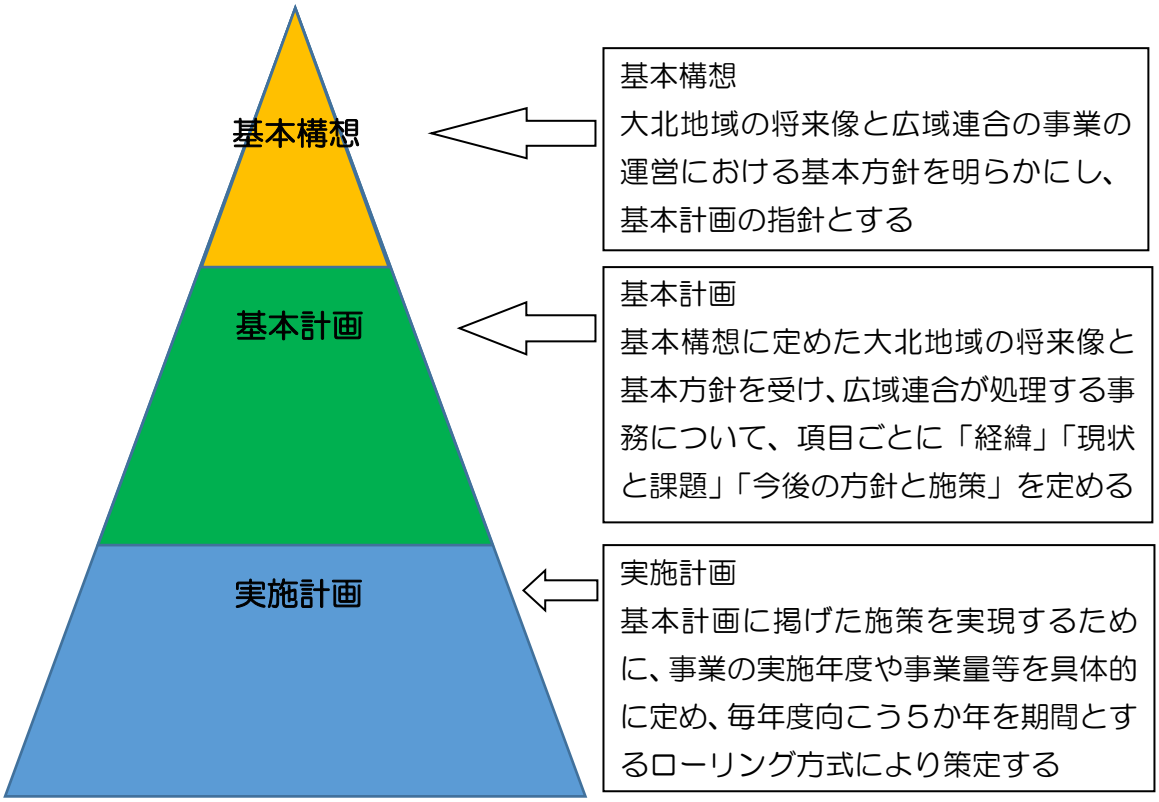

４　SDGs（持続可能な開発目標 次ページ参照）について

長野県は、SDGs（エス・ディー・ジーズ）達成に向けて優れた取組みを提案する「SDGs 未来都市」として、平成 30 年６月、他の 28 自治体とともに、全国で初めて選定されました。

しあわせ信州創造プラン 2.0（長野県総合５か年計画）の推進に当たり、世界的な課題である SDGs を意識し、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに取組むとともに、SDGs の理念を信州から世界に発信するとしています。

広域連合においても、大北地域が発展し続けるために世界基準である SDGs を意識した施策を展開し、地域の課題に取組む必要があります。広域計画では、基本計画の各項目に SDGs 目標を示しています。

SDGs は、2015 年９月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」に盛り込まれた 17 の目標です。

「誰一人取り残さない」（No one will be left behind）を理念に、貧困や飢餓の根絶、質の高い教育の実現、女性の社会進出の促進、再生可能エネルギーの利用、経済成長と生産的で働きがいのある雇用の確保、強靭なインフラ構築と持続可能な産業化・技術革新の促進、不平等の是正、気候変動への対策、海洋資源の保全、陸域生態系、森林資源の保全など 17 の目標と、各目標を実現するための 169 のターゲット（達成基準）から構成されています。

経済・社会・環境の課題を統合的に解決することをめざす、SDGs 達成に向けた取組みが先進国・開発途上国を問わず始まっています。

（しあわせ信州創造プラン 2.0 及び長野県ホームページより引用）